

安全保障理事会決議 1789(2008)

2007年12月14日、安全保障理事会第5803回会合にて採択

安全保障理事会は、

キプロスにおける国際連合活動に関して、自らの権限に従った、2007年12月3日の事務総長報告書（S/2007/699）における過去6カ月間の現地の進展についての分析を歓迎し、

同島の支配的な状況に照らして、UNFICYPを2007年12月15日以降も維持することが必要であることにキプロス政府が同意したことを留意し、

解決を見出す責任はまず最初にキプロスの人々自身にあり、包括的解決を模索するすべての当事者によって十分に把握されなければならない決定的な進展となる重要な機会を来るべき年が提供する、という事務総長の断固とした確信に同調し、キプロス紛争および同島の分断の当事者を包括的および持続性のある解決へともたらず支援における国際連合の主要な役割を留意し、

同島の治安状況および境界線沿いが概して安定しているとの事務総長の評価に留意し、双方が関係する事件の総数の減少を歓迎し、緊張の高まりをもたらし得るいかなる行動を回避することを両側に対して促し、

UNFICYPの職務権限において表明されている通常の状態への回復と矛盾する、緩衝区域内における活動、とりわけ大規模な商業事業の提案は、安定と安全を犠牲にすべきではないことを強調し、緩衝区域における事態は、国際連合によって用いられた1989年の覚書を両側が受諾するならば改善されるであろうとの事務総長の断固とした確信を繰り返し表明し、

2006年7月8日合意に正式に納められた原則および決定を歓迎し、二共同体、二区域の連邦および政治的平等に基づく包括的解決は、関連の安全保障理事会諸決議に記載されているとおり、望ましくまた可能であり、一層遅らされてはならないことを強調し、

2006年7月8日合意の履行が現在まで引き続き失敗していることを憂慮し、包括的および持続性のある解決へと結びつく徹底した交渉のための基礎を準備する目的で、遅滞なくプロセスを開始するために行動することを両共同体の指導者に対して促し、

地雷除去活動を支援するために欧州連合の基金を認めた合意を歓迎し、緩衝区域の地雷除去を完了する目的で、残された地雷除去活動を運営する関連当事者間の計画案の早期最終化を促し、

行方不明者委員会の重要な活動の進捗状況と継続を歓迎し、この過程が共同体の間の和解を促進する希望を表明し、

二共同体の間のより深い信頼を生み出す手段として両側により提案された信頼醸成措置案を歓迎し、またその早期の履行を奨励し、レドラ通りを含みながらそれに限定されずに、追加の通過地点の開通などの措置の進展をもまた奨励し、現存の通過地点において既に実施されている取極を考慮し、キプロス人による継続した境界線の通過の重要性を再確認し、

とくに同島におけるすべての国際連合機関によるものを含む、二共同体間の接触および活動を促進するすべての取り組みを歓迎し、市民社会の積極的な従事と、経済および商業機関の間の協力の奨励を促進し、そのような接触におけるすべての障害を取り除くことを両側に対して促し、

積極的かつ活発な市民社会が政治過程に必要不可欠であることに同意し、この点に関して、共同体内および共同体間において、島の将来についての建設的な公の討論の機会がますます少なくなっていること、および、とりわけすべてのキプロス人に利益をもたらすことを意図した二共同体の活動を育成し、また、包括的な解決を助長するための和解を促進し信頼を構築するための取組をこの状況が妨げていることに懸念を表明し、

現場での発展および当事者の見解を考慮し続けながら UNFICYP の活動を詳細に再検討し続け、正当な根拠があればすぐに UNFICYP の職務権限、兵力の水準および活動の概念を更に調整するために適当な勧告とともに安保理に戻す事務総長の重要性を再確認し、

多くの UNFICYP 部隊の生活状況に対応するためにキプロス共和国によってとられる措置を歓迎し、

キプロス政府およびギリシャ政府による、UNFICYP の資金への自発的拠出金に対する事務総長の感謝、ならびに他の諸国および機関からのさらなる自発的拠出金への事務総長の要請に同調し、

すべての国連平和維持活動における HIV/AIDS および他の伝染病の予防および抑制につい

て平和維持要員に周知徹底する国際連合による取組を歓迎しまた奨励し、

1. 職務権限に従った、事務総長報告書における過去6カ月間の現地における進展の分析を歓迎する。
2. 現状が容認できず、時間が解決に組しておらず、また同島を再統一する交渉があまりにも長期にわたり行き詰っていることを再確認する。
3. 7月8日の過程の完全な支持を表明し、いかなる進展も見られないことについての深い懸念を持って留意し、2006年11月15日の事務次長ガンバリの書簡に記されているように、国際連合の取組に積極的に関与することおよび相互の非難を停止することをすべての当事者に対して即座に求め、また、全ての当事者に対し、成熟した交渉を始めることを可能とする優れた進展を為すため来るべき月々に柔軟かつ政治的意志を示すことを促す。
4. キプロスに関するすべての安保理関連諸決議、とりわけ1999年6月29日の決議1251(1999)およびその後の諸決議を再確認する。
5. UNFICYPへの完全な支援を表明し、その職務権限を2008年6月15日までのさらなる期間延長することを決定する。
6. UNFICYPの職務権限を尊重しながら緊急事態として、未解決の問題に関する早期合意に達するために、両側に対して、未解決の問題に関する早期合意に達するため、とりわけレドラ通りの通過点に関する、緩衝区域の画定に関して、および国際連合の1989年の覚書に関して、UNFICYPとの協議に、従事することを継続することを求める。
7. トルコのキプロス側およびトルコ軍に対して、2000年6月30日以前に存在していたストロベリアにおける軍事的状況へと回復することを求める。
8. 事務総長に対して2008年6月1日までに本決議の履行に関する報告書を提出することを求める。
9. 性的搾取・虐待を容赦なく取り締まるという事務総長のゼロ・トレランス政策を実施し、その要員による国際連合行動規範の完全な遵守を確保するためにUNFICYPによってなされている努力を歓迎し、事務総長に対して引き続き、これとの関連で必要なあらゆる策を講じ、安全保障理事会に情報を提供し続けることを要請し、兵力提供国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国に要員がかかる行為に関係し

た場合には、懲戒処分などの行為により全面的なアカウントビリティを確保するために、懲戒処分とその他の処分をとることを促す。

10. この問題に引き続き取り組むことを決定する。